

【資料1】様式集及び記載要領に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所		質問	回答
		頁	項		
1	建設業務のうち建築一式工事に必要な資格に関する誓約書	16	3 - 5 a	ISO9001認証の取得に係る登録証の写しを添付することですが、英文の登録証を提出させていただくことでもよろしいですか(国際認証機関であるロイドより認証を受けているため)。	お示しのとおりです。
2	建設業務のうち建築一式工事に必要な資格に関する誓約書	16	3 - 5 a	ISO9001の審査に係る書類として、直近の審査報告書の写しを添付することですが、審査結論が分かるまでのものを添付することでもよろしいでしょうか(審査詳細等社内情報に関する部分については除外させていただいてよろしいでしょうか)。	お示しのとおりです。
3	建設業務のうち建築一式工事に必要な資格に関する誓約書	16	3 - 5 a	ISO9001の審査に係る書類として、直近の審査に係る合否判定書の写しを添付することですが、審査に合格はしているものの合否判定書なるものはなく、したがって認定書をもって合格しているとご判断いただくことでもよろしいでしょうか。	直近の審査に合格していることを証明できる書類あるいは確認できる方法を示してください。
4	入札価格内訳書	30	5 - 2	建中利息とは、施設整備期間中にSPCが調達した資金にかかる金利との理解をしておりますが、当該資金を第2回目の一括支払い日である平成23年9月末以降に返済する場合、10月1日から返済日までにかかる金利についてもご負担いただけるのでしょうか？	建中利息とは、施設整備期間中にSPCが本事業の遂行に必要な資金を調達するに当たって発生する利息です。この建中利息については平成23年9月末日に一括で支払います。 なお、割賦支払対象分については、平成23年9月1日を始期とした割賦利息により、資金調達に要する費用を支払います。
5	入札価格内訳書	30	5 - 2	事業契約書案 別紙(9) 対価の算定及び支払方法の2.対価の支払方法で、施設整備業務費用相当額についてはそれぞれの引渡し時点の消費税率(地方消費税率を含む)を次の2つの方法により支払う金額にそれぞれ乗じて算定し、支払う。割賦払いについては、施設整備業務費用から上記一括払いの対象となる金額を控除した額及び割引利息を、平成[23]年度から平成[27]年度の5年間、年1回の元利金等払いで支払うとされていますが、消費税等の算出方法は(割賦元本+割賦利息)×消費税率と読み取れるが、この理解で正しいかご教示願います。若しくは割賦元本×消費税率とすればよろしいでしょうか。	割賦利息については、消費税等は非課税となります。従って、消費税等は、割賦元本×消費税率で算出してください。
6	入札価格内訳書	30	5 - 2	割賦利息の算出方法は元利均等になるように「割賦利息＝割賦元本×利率(割賦元本には消費税は含まれない)」とするか、「割賦利息＝割賦元本×(1+消費税率)×利率」とするかご教示ください。消費税法上の資産の譲渡は平成23年9月末時点で行われており、SPCはその年度に消費税の納税義務が発生します。そのため、消費税に対しても相応の利息を享受する後段の解釈が相応しいと考えられますが如何でしょうか。	税務処理についてはPFI事業者の提案に委ねることとしておりますので、各回に支払う割賦元本と割賦利息の合計額が均等であること、消費税等についてはそれぞれの引渡し時点の消費税率(地方消費税を含む)で支払うこと、及び入札価格が本事業の予定価格の範囲内であること等、必要な条件が満たされていれば、特にその内容を指定するものではありません。
7	入札価格内訳書	30	5 - 2	「その他工事費」が一括支払分と割賦支払分とに分けられておりますが、①その他工事費の意味・内容、②一括支払分と割賦支払分の区分けの方法、についてご教示願います。	①については、注書きに示すように、提案により、記載項目以外に発生する工事費がある場合に記入してください。 ②については、事業契約書案別紙[9]に示すように、建設工事費は全て起債対象として一括払いとしていますが、提案の内容によっては起債対象外となり、割賦払いとなる場合があることを想定しています。
8	入札価格内訳書	30	5 - 2	現状「割賦利息」が入札価格内訳の合計欄のみしか記載できませんが、割賦支払欄に記載すべきと考えますがいかがでしょうか。	訂正します。[別紙5]及び[別紙7]を参照してください。

【資料1】様式集及び記載要領に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所		質問	回答
		頁	項		
9	入札価格内訳書	30	5 - 2	⑦SPCの運営経費等の対価について合計欄しか記載ができない様式になっておりますが運営期間中の対価欄に記載すべきと思われますがいかがでしょうか。	訂正します。[別紙5]及び[別紙7]を参照してください。
10	割賦利息についての提案	31	5 - 3	入札時の割賦利息金算出において、病院機構様が指定した基準金利(5年ものスワップレート)とは、いつ時点の金利を指すのでしょうか。具体的な日付をご教示願います。	東京スワップレファレンスレート(6ヶ月LIBOR5年物 円/円)の過去10年間(平成8年～平成17年)の平均値(1.1%)より設定しております。
11	割賦利息についての提案	31	5 - 3	様式に記載の1.1%を基準金利として計算した割賦利息を提案時の収支計画に織り込めばいいということでしょうか？	お示しのとおりです。
12	長期収支計画	36 37	5 - 7	(1)運用計画書、(様式5-7)長期収支計画2 資金収支計画の施設整備業務費用の欄および3 施設整備費工事別支出額の記載内容は全く同一になると思われませんが、これらを重複して記載するのはどういった意図によるもののでしょうか？差し支えなければご教示ください。	(様式5-7)長期収支計画において、2 資金収支計画は、本事業における資金収支状況を項目ごとに記載していただくものですが、3 施設整備費工事別支出額は一括払い分と割賦払い分に分けて確認することを目的として、記載していただくものです。
13	長期収支計画	35	5 - 7	割賦利息計算の考え方について、詳細化していただけないでしょうか？別紙の通り、5回の支払額を均等にした前提で計算することを想定しているのですが、事業契約書案別紙[9]対価の算定及び支払方法記載の対価のイメージ図によると、初回の支払額が後年度に比べて若干少なくなることを想定しておられるようなのですが、これはどのような考え方に基づくものなのでしょうか？なお、別紙記載の金利および元本額は単なる仮定ですので、提案内容とは異なります。	割賦利息については、平成23年9月1日を始期とし、平成24年3月末日を第1回目の支払日として、平成28年3月末日までの5年間、年1回ずつ、計5回で、各回の元金と利息の合計額が均等になるように支払うことにより必要となる利息とします。 支払方法の修正に合わせ、事業契約書案別紙[9]を修正します。[別紙8]を参照してください。
14	長期収支計画	35	5 - 7	事業契約書案別紙[9]対価の算定及び支払方法 2対価の支払方法 (1)「施設整備業務費用相当額」イ割賦払いの項に、『移転引越業務費用のうち廃棄物処理手続き業務に係る費用については、第1回目の支払の割賦元本に全額含めることとする。』とありますが、こちらは長期収支計画においてどのように表現すればよいのでしょうか？年度ごとにお支払いいただく元本分を費目ごとに振り分ける必要があるということでしょうか？	移転引越業務費用のうち、廃棄物処理手続き業務に係る費用については、平成24年3月末日の割賦払い支払の第1回目の元本に全額を含めていただくことを想定しています。長期収支計画においては、施設整備業務費用(割賦払い分)の平成23年度の欄に記載してください。
15	長期収支計画 2.資金収支計画	36	5 - 7	平成23年9月1日を計算期間の始期とする割賦払いの各年度別元利金額は、初年度が7ヶ月、以降12ヶ月と期間不均等となりますが、各年度毎の元本と利息の算出方法につき具体的にご教示願います。	5年間の元利均等払いとし、初年度にあたる平成23年度の利息については、平成23年9月1日から平成24年3月末日を対象とするため、7か月分の利息をお支払いします。
16	病院機構の支出額(本事業の対価)の計画	39	5 - 7 6	事業契約第91条1項(2)に記載の「維持管理期間中の各事業年度における対価」には、当初5年の機構による割賦金支払金額は含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	お示しの「維持管理期間中の各事業年度における対価」には、5年間の割賦支払分は含まれません。
17	病院機構の支出額(本事業の対価)の計画	39	5 - 7 6	事業契約第99条2項【法令変更における契約の全部解除に伴う補償等】:「前項において、甲による支払時期は本契約に定める対価の支払時期と同一とする。ただし(中略)甲は、支払方法について乙と協議を行うことができる。」とあるが、これは1項で規定された額につき、維持管理・医療関連サービス業務費等については、当該解除年度で未払いの部分が一括で支払われるものの、割賦部分については協議を行うことが出来る、と理解してよろしいでしょうか。	維持管理期間中に法令変更における契約の全部解除が発生した場合において、維持管理・医療関連サービス業務等の対価及び契約解除により事業者が発生する合理的な追加費用及び支払方法については、事業者と協議を行うことがあります。

【資料1】様式集及び記載要領に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所		質問	回答
		頁	項		
18	病院機構の支出額(本事業の対価)の計画	39	5 - 7 6	事業契約第100条【第98条に基づく、施設整備関連業務終了前の契約が全部解除に伴う本件病院施設等の出来形の買受】:第1項に規定される出来形の部分には、施設整備完了前に行われる維持管理・医療関連サービス業務等の対価も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは出来形として認められれば、第99条が準用されるとの理解でよろしいでしょうか。	本件病院施設等の出来形は、施設等に係る出来形を指し、提供された維持管理・医療関連サービス等は含みません。第100条の施設整備業務完了前に発生する維持管理・医療関連サービス業務等費用がある場合、第99条に従って補償されることとなります。
19	事業実施体制1	43	6 - 3	SPC設立時における出資者は、代表及び構成員以外の第三者出資者が認められているのでしょうか。もし認められるならば、何%まで認められるのでしょうか。	1社で応募する場合は、参加企業が本件SPCの議決権株式の過半数を保有する限り、特に出資割合の制限はありません。グループで参加する場合は、代表企業及び構成員のうち建設業務を担当する者が、合計で本件SPCの議決権株式の過半数を保有し、その他の構成員が出資するという条件を満たす限り、特に出資割合の制限はありません。 なお、SPCに出資をする第三者についても、入札説明書第3、2の「入札参加者等に共通の要件」を満たしていることを求めます。
20	事業実施体制7	49	6 - 9	既存改修工事における、既存躯体および既存構築物のうち事業者が工事を直接行わない部分にかかる既損傷や瑕疵にかかる修繕費用リスクは機構にあるとの理解でよろしいでしょうか。	お示しのとおりです。
21	建築計画に関する提案書1	75	7 - 6	7月10日公表の様式集及び記載要領に対する質疑回答no.30において、「1～5の各項目を1枚以内かつ合計で5枚以内と訂正します。」とありますが、8月1日公表の様式集では「各項目(1～5)を本様式1枚以内で合計4枚以内に記入すること。」とあります。質疑回答を正としてよろしいでしょうか。	7月10日付け質問回答No.30を正とします。 [別紙5]及び[別紙6]を参照してください。
22	建築計画に関する提案書1	76	7 - 7	7月10日公表の様式集及び記載要領に対する質疑回答no.31において、「1～4の各項目を1枚以内かつ合計で4枚以内と訂正します。」とありますが、8月1日公表の様式集では「各項目(1～4)を本様式1枚以内で合計3枚以内に記入すること。」とあります。質疑回答を正としてよろしいでしょうか。	7月10日付け質問回答No.31を正とします。 [別紙5]及び[別紙6]を参照してください。
23	日影図	101	8 - 13	「平均地盤面を算定した立面展開図及び計算式を添付してください。」とありますが、最も不利側の地盤面を平均地盤面とした上で日影図を作成し、日影規制範囲内でおさまる場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	日影図は、日影規制の確認のためだけに作成するものではありません。入札説明書等に従い日影図を作成してください。
24	(2)費用内訳	138	10 - 4 b	リース品(定期洗濯)患者寝具、職員寝具及び職員ユニフォームの「数量」「単価」「金額」を記載する項目数について、私たちが検討している病院経営貢献に関する提案を反映したいので、行数等項目を追加変更してもよろしいでしょうか?	要求水準を満足し、事業契約書案別紙[9]に示す対価の算定及び支払方法に添った内容であれば、提案に委ねます。
25	(2)費用内訳	138	10 - 4 b	リース品(不定期洗濯)カーテンの数量100枚は何㎡になりますか?	提案する施設の設計等に基づき、想定してください。
26	その他業務に係る提案3:自動販売機運營業務	146	11 - 4	事業契約締結後速やかに(平成19年度内に)自動販売機を設置することを提案することは可能でしょうか? SPC設立初年度に課税売上がない場合、当該年度における諸費用にかかる消費税につき、還付が受けられなくなるおそれがあるため、SPCとして自動販売機の設置により、課税売上の計上をさせていただきたいというのが趣旨です。ご検討を何卒よろしくお願いいたします。	新設法人は、当初2年間は必然的に課税義務者となるため、適切な手続きを踏むことにより、消費税の還付を受けることは可能と認識しておりますが、税務処理は事業者の提案に委ねておりますので、適宜関係機関と調整の上、ご提案ください。 なお、事業契約締結後速やかに自動販売機を設置することについては、その設置場所について制約があり、また貸付料の負担が必要となりますが、提案は可能です。その場合には、当該提案の内容に応じ、事業契約書案第52条第3項等を適宜修正します。